第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第５１４号
静岡県藤枝市藤枝４丁目５番15号　ユーアイビル２Ｆ
債務者　折口　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３９号
静岡市清水区吉川36番地の７
債務者　漆畑伊保美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４６号
静岡県榛原郡吉田町片岡3863番地の４、旧住所静岡県焼津市中島445番地の１
債務者　浅川三津代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８４号
静岡市清水区中之郷３丁目５番27―905号
債務者　安達　博光
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1405番地
破産者　石川鉄工所こと　石川　正行
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１７号
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1405番地
破産者　石川　豊
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第４９８号
東京都杉並区荻窪５丁目30番12号
破産者　株式会社日本ゼビオ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５号
兵庫県神崎郡市川町屋形1040番地の１
破産者　株式会社クスダ産業
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５５号
岩手県八幡平市大更第18地割88番地の208
破産者　株式会社西根温泉ゲンデルランド
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９７号
茨城県つくば市赤塚610番地57
破産者　株式会社ニューズボックス
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第９８号
茨城県つくば市観音台１丁目28番地９
破産者　有限会社ファンシステム
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０号
茨城県小美玉市田木谷1027番地18
破産者　有限会社川島商事
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８１４号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目６番地14
破産者　ユニオンエイト株式会社
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６８号
埼玉県川越市大字下広谷959番地１
破産者　有限会社モギオプト
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８２号
埼玉県入間市小谷田１丁目４番２号
破産者　株式会社ニュー光斗
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１１２８号
千葉県鴨川市花房46番地１
破産者　南総三菱自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５３９号
千葉県鴨川市打墨810
破産者　池田　幹夫
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６３３号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘３丁目１―11―301
破産者　八木　裕明
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７８７号
埼玉県蕨市北町１丁目16―12―402、最後の住民票上の住所東京都北区中十条４丁目16―27
破産者　松本　和夫
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１０号
東京都武蔵村山市残堀１丁目113番地の１
破産者　有限会社アートエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部